

6 通所介護費(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

基本部分	注					注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に高た ない場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	7時間以上9 時間未満の 通所介護の 前後に日 常生活上の 世話をを行う 場合	中山間地域 等に居住する 者へのサー ビス提供加算												入浴介助を 行った場合
イ 小規模型通所介護事業	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 (425 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 (485 単位)															
		単介費3 (552 単位)															
		単介費4 (614 単位)															
		単介費5 (679 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 (541 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (751 単位)															
		単介費3 (874 単位)															
		単介費4 (990 単位)															
		単介費5 (1,107 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 (730 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (890 単位)															
		単介費3 (1,000 単位)															
		単介費4 (1,144 単位)															
		単介費5 (1,281 単位)															
ロ 小規模型通所介護事業(一)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 (390 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 (430 単位)															
		単介費3 (490 単位)															
		単介費4 (540 単位)															
		単介費5 (600 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 (572 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (670 単位)															
		単介費3 (780 単位)															
		単介費4 (884 単位)															
		単介費5 (988 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 (650 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (770 単位)															
		単介費3 (880 単位)															
		単介費4 (1,020 単位)															
		単介費5 (1,144 単位)															
ハ 大規模型通所介護事業(一)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 (420 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 (480 単位)															
		単介費3 (530 単位)															
		単介費4 (590 単位)															
		単介費5 (650 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 (560 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (660 単位)															
		単介費3 (760 単位)															
		単介費4 (860 単位)															
		単介費5 (970 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 (840 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (960 単位)															
		単介費3 (1,080 単位)															
		単介費4 (1,200 単位)															
		単介費5 (1,320 単位)															
ニ 大規模型通所介護事業(二)	(1) 3時間以上5時間未満	単介費1 (360 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		単介費2 (410 単位)															
		単介費3 (470 単位)															
		単介費4 (530 単位)															
		単介費5 (590 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	単介費1 (540 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (640 単位)															
		単介費3 (740 単位)															
		単介費4 (840 単位)															
		単介費5 (940 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	単介費1 (620 単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		単介費2 (740 単位)															
		単介費3 (860 単位)															
		単介費4 (970 単位)															
		単介費5 (1,090 単位)															
ホ 看護職員配置改善加算	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																
サービスマン提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 10単位を付加)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 7単位を付加)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を付加)																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 6単位を付加)																
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1回につき 100単位を付加)	×70/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1回につき 100単位を付加)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1回につき 100単位を付加)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1回につき 100単位を付加)																

6 通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分	注 利用者の数が 利用定員を 超える場合	注 看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	注 7時間以上9時 間未満の通所介 護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 中重度者ケ ア体制加算	注 個別機能訓 練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓 練加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知 症利用者変 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所に同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 通所介護を行う 場合	注 事業所が送 迎を行わない 場合
イ 通常介護型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (380 単位)	×70/100	×70/100	+5/100										
		要介護2 (436 単位)													
		要介護3 (493 単位)													
		要介護4 (548 単位)													
		要介護5 (605 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (572 単位)													
		要介護2 (676 単位)													
		要介護3 (780 単位)													
		要介護4 (884 単位)													
		要介護5 (988 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (656 単位)													
		要介護2 (775 単位)													
		要介護3 (898 単位)													
		要介護4 (1,021 単位)													
		要介護5 (1,144 単位)													
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (374 単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき +94単位	片週につき +47単位	
		要介護2 (429 単位)													
		要介護3 (485 単位)													
		要介護4 (539 単位)													
		要介護5 (595 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (562 単位)													
		要介護2 (665 単位)													
		要介護3 (767 単位)													
		要介護4 (869 単位)													
		要介護5 (971 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (645 単位)													
		要介護2 (762 単位)													
		要介護3 (883 単位)													
		要介護4 (1,004 単位)													
		要介護5 (1,125 単位)													
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (364 単位)	×70/100	×70/100	+5/100										
		要介護2 (417 単位)													
		要介護3 (472 単位)													
		要介護4 (524 単位)													
		要介護5 (579 単位)													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (547 単位)													
		要介護2 (647 単位)													
		要介護3 (746 単位)													
		要介護4 (846 単位)													
		要介護5 (946 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (628 単位)													
		要介護2 (742 単位)													
		要介護3 (859 単位)													
		要介護4 (977 単位)													
		要介護5 (1,095 単位)													

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)

介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 半所定単位×40/100)	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 半所定単位×22/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 半(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 半(2)の80/100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目